

最高人民法院による 植物新品種紛争案件の審理における若干問題に関する解釈

(2000年12月25日最高人民法院審判委員会第1154回会議にて可決、2020年12月23日最高人民法院審判委員会第1823回会議にて可決された「最高人民法院『最高人民法院専利権侵害紛争案件の審理における法律応用の若干問題に関する解釈(二)』等18件の知的財産権系司法解釈の改正に関する決定」に基づく改正)

植物新品種紛争案件を法により受理し、裁判するために、「中華人民共和国民法典」、「中華人民共和國種子法」、「中華人民共和國民事訴訟法」、「中華人民共和國行政訴訟法」、「全国人民代表大会常務委員会 北京、上海、広州における知識産権法院設立に関する決定」、「全国人民代表大会常務委員会 専利等の知的財産権案件の訴訟手続きの若干問題に関する決定」の関連規定に基づいて、ここに関連問題について次のとおり解釈する。

第一条 人民法院が受理する植物新品種紛争案件には主に次の各号に掲げる数種類を含む。

- (一) 植物新品種登録出願拒絶査定不服審判に係る行政紛争案件
- (二) 植物新品種の育成者権の無効に係る行政紛争案件
- (三) 植物新品種の育成者権の名称変更に係る行政紛争案件
- (四) 植物新品種の育成者権の強制許諾に係る紛争案件
- (五) 植物新品種の育成者権の強制実施許諾の使用料に係る紛争案件
- (六) 植物新品種の出願権の帰属に係る紛争案件
- (七) 植物新品種の育成者権の帰属に係る紛争案件
- (八) 植物新品種の登録出願権の譲渡契約に係る紛争案件
- (九) 植物新品種の育成者権の譲渡契約に係る紛争案件
- (十) 植物新品種の育成者権侵害に係る紛争案件
- (十一) 他人の植物新品種の育成者権の詐称に係る紛争案件
- (十二) 植物新品種の育成者署名権に係る紛争案件
- (十三) 植物新品種の臨時保護期間使用料に係る紛争案件
- (十四) 植物新品種の行政処罰に係る紛争案件
- (十五) 植物新品種の行政不服審査に係る紛争案件
- (十六) 植物新品種の行政賠償に係る紛争案件
- (十七) 植物新品種の行政報奨に係る紛争案件
- (十八) 植物新品種の育成者権に係るその他の紛争案件

第二条 人民法院は、当事者の植物新品種の育成者権に係る提訴を法に基づいて審理する際に、中華人民共和國民事訴訟法第百十九条、中華人民共和國行政訴訟法第四十九条に定める民事案件又は行政案件の提訴条件に適合する限り、すべて法により受理しなければならない。

第三条 本解釈第一条に挙げた第一から第五の類の案件は、北京知識産権法院が第一審の人民法院として審理する。第六から第十一の類の案件は、知識産権法院、各省、自治区、

直轄市の人民政府所在地及び最高人民法院が指定する中級人民法院が第一審の人民法院として審理する。

当事者が植物新品種に係る紛争の民事、行政案件の第一審判決、裁定を不服とし、上訴を提起する場合は、最高人民法院が審理する。

第四条 侵害行為地をもって人民法院の管轄を確定する植物新品種の育成者権侵害の民事案件における侵害行為地とは、育成者権の所有者の許可を得ずに、当該植物新品種の繁殖材料を生産し、繁殖させ、又は販売した所在地、又は商業目的で当該登録品種の繁殖材料を別品種の繁殖材料の生産に繰り返し使用した所在地をいう。

第五条 植物新品種の出願拒絶査定不服審判に係る行政紛争案件、植物新品種の育成者権の無効又は名称変更に係る行政紛争案件については、植物新品種審査承認機関を被告としなければならない。植物新品種の強制実施許諾に係る紛争案件については、植物新品種審査承認機関を被告としなければならない。強制実施許諾の使用料に係る紛争案件については、原告が請求する事項及び提訴する当事者に基づいて被告を確定しなければならない。

第六条 人民法院が植物新品種の育成者権の紛争案件を審理するにあたり、被告が答弁期間内に植物新品種審査認可機関に対して植物新品種の育成者権の無効を請求する場合、人民法院は、通常、訴訟を中止しない。

出所：最高人民法院ウェブサイトより該当部分を抜粋

<https://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-282671.html>

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。